

船舶事故調査報告書

令和8年3月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員行方不明																																																				
発生日時	不明（令和7年1月24日 06時50分頃～12時04分頃の間）																																																				
発生場所	不明（富山県伏木 ^{ふしき} 富山港）																																																				
事故の概要	プレジャーボート ^{たかた} 高田丸の船長が落水して行方不明となった。																																																				
事故調査の経過	令和7年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。																																																				
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 高田丸、5トン未満 244-15632富山、個人所有 5.37m (Lr) × 1.95m × 0.99m、FRP ガソリン機関、44.10kW、平成7年7月																																																				
乗組員等に関する情報	船長 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年11月30日 免許証交付日 令和3年9月17日 (令和9年8月6日まで有効)																																																				
死傷者等	行方不明 1人（船長）																																																				
損傷	なし																																																				
気象・海象	(1) 気象観測値 伏木特別地域気象観測所（本船発見場所の西方約4海里（M）） における本事故当日の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">天気</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06:00</td> <td>0.7</td> <td>西北西</td> <td>1.4</td> <td>西</td> <td>曇り</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>1.9</td> <td>北西</td> <td>2.4</td> <td>北西</td> <td>曇り</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>0.3</td> <td>南南西</td> <td>0.7</td> <td>南</td> <td>曇り</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>0.8</td> <td>東</td> <td>1.6</td> <td>東</td> <td>晴れ</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>2.0</td> <td>南東</td> <td>3.3</td> <td>南東</td> <td>晴れ</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>2.4</td> <td>東北東</td> <td>5.1</td> <td>北東</td> <td>晴れ</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>5.1</td> <td>北北東</td> <td>8.0</td> <td>北北東</td> <td>晴れ</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		天気	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	06:00	0.7	西北西	1.4	西	曇り	07:00	1.9	北西	2.4	北西	曇り	08:00	0.3	南南西	0.7	南	曇り	09:00	0.8	東	1.6	東	晴れ	10:00	2.0	南東	3.3	南東	晴れ	11:00	2.4	東北東	5.1	北東	晴れ	12:00	5.1	北北東	8.0	北北東	晴れ
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		天気																																																
	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																																																	
06:00	0.7	西北西	1.4	西	曇り																																																
07:00	1.9	北西	2.4	北西	曇り																																																
08:00	0.3	南南西	0.7	南	曇り																																																
09:00	0.8	東	1.6	東	晴れ																																																
10:00	2.0	南東	3.3	南東	晴れ																																																
11:00	2.4	東北東	5.1	北東	晴れ																																																
12:00	5.1	北北東	8.0	北北東	晴れ																																																

	<p>(2) 全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による波浪観測値 伏木富山（本船発見場所の西北西方約3.3M）における本事故 当日の波浪観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="555 295 1422 640"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th rowspan="2">波向</th> <th colspan="2">平均波</th> <th colspan="2">有義波*1</th> </tr> <tr> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (S)</th> <th>波高 (m)</th> <th>周期 (S)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>06:00</td> <td>北北西</td> <td>0.17</td> <td>3.7</td> <td>0.28</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>北北東</td> <td>0.18</td> <td>3.9</td> <td>0.29</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>北北西</td> <td>0.19</td> <td>4.0</td> <td>0.31</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>南東</td> <td>0.25</td> <td>3.4</td> <td>0.38</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 気象庁の日別海面水温における解析値 海面水温 約12℃</p>	時刻 (時:分)	波向	平均波		有義波*1		波高 (m)	周期 (S)	波高 (m)	周期 (S)	06:00	北北西	0.17	3.7	0.28	5.1	08:00	北北東	0.18	3.9	0.29	5.3	10:00	北北西	0.19	4.0	0.31	5.4	12:00	南東	0.25	3.4	0.38	4.3
時刻 (時:分)	波向			平均波		有義波*1																													
		波高 (m)	周期 (S)	波高 (m)	周期 (S)																														
06:00	北北西	0.17	3.7	0.28	5.1																														
08:00	北北東	0.18	3.9	0.29	5.3																														
10:00	北北西	0.19	4.0	0.31	5.4																														
12:00	南東	0.25	3.4	0.38	4.3																														
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和7年1月24日06時50分頃に富山県射水市所在のマリーナから出航した。</p> <p>12時頃、伏木富山港内で遊漁を行っていた遊漁船の船長は、自船から北東方約1km離れた場所に本船を視認したが、本船上に人影は見えなかった。状況を確認するため本船に接近したところ、船内が無人であったことから、118番通報した。(写真1参照)</p> <div data-bbox="587 1025 1390 1554" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船（本事故後）</p> <p>船長を発見するために、24日及び25日に海上保安庁の巡視艇及び航空機によって専従的な捜索が行われたが、行方不明となっている。</p> <p>本船は、海上保安官によってマリーナに回航された。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>																																		
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 本船に関する情報 海上保安庁によれば、本船発見時の状態は次のとおりであつ</p>																																		

*1 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最高波ともいう。

た。

- ① 船外機は運転状態でリモコンレバーが中立の位置であった。船首部からは錨が投入されていた。
- ② 船尾部ブルワーク上の竿掛けから釣り竿が両舷方向に1本ずつ出されていた。右舷方向に出された竿には仕掛けが付いていて海中に投入されていたが、左舷方向に出された竿には仕掛けが付いていなかった。
- ③ クーラーボックスには魚が入っていなかった。
- ④ 固型式救命胴衣（チョッキ式）及び膨張式救命胴衣（腰巻式）各1着が操縦区画の左舷方の物入れに置かれていた。

現場調査の結果、次のとおりであった。

- ① 船体に衝突痕などの損傷は認められなかった。
- ② 船尾部ブルワークの高さは、甲板上約63cmであった。
- ③ 落水時に船上に復帰するための固定梯子が船尾部右舷側に装備されていた。

(写真2、3 参照)

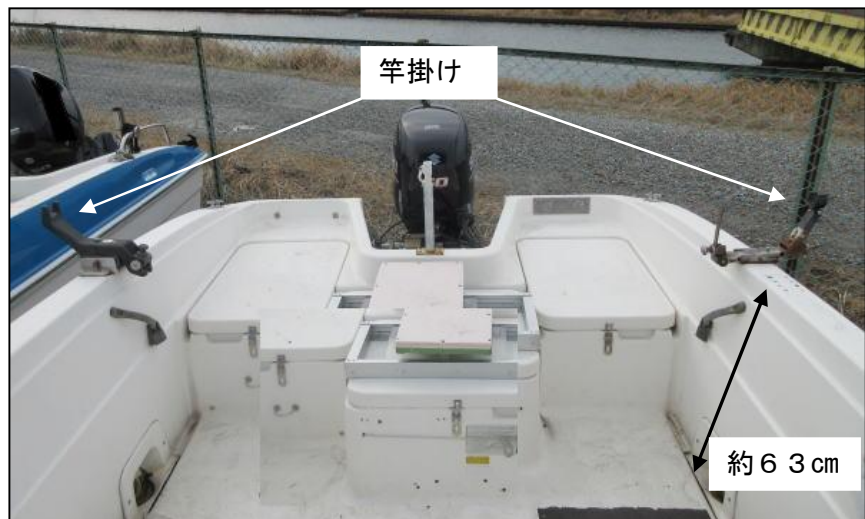


写真2 本船（船尾部）



写真3 本船（固定梯子）

(2) 船長に関する情報（ふだんの釣りの状況について）

- ① 年に10回程度本船で釣りに出掛けており、固型式救命胴衣（チョッキ式）を着用するとともに、防水型の携帯電話を身に付けていた。
- ② 家族が同乗する際、本船に備えていた予備の固型式救命胴衣（チョッキ式）の着用を徹底していた。
- ③ 釣りの仕掛けを全て投入してから朝食をとっていた。
- ④ 13時頃から14時頃までの間に帰宅していた。

(3) 船長に関する情報（本事故当日の状況について）

- ① 自宅を出発する前、家族に体調不良を訴えていなかった。
- ② 自宅から持参した朝食は手付かずで船内に残っていた。
- ③ 船長がふだん所有していた携帯電話は、本事故後、発見されていない。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長は、行方不明となった。

船長は、24日06時50分頃にマリーナを出発した後、12時04分頃に本船が無人の状態で見つかったことから、この間において落水したものと考えられる。

船長は、次のことから、錨泊中に釣りを開始して間もなく、本船から落水した可能性があると考えられる。

- (1) 船外機は運転状態でリモコンレバーが中立の位置であった。船首部からは錨が投入されていた。

	<p>(2) 船尾部から釣り竿が両舷方向に1本ずつ出されており、右舷方向に出された竿には仕掛けが付いていて海中に投入されていたが、左舷方向に出された竿には仕掛けが付いていなかった。</p> <p>(3) 船長は、ふだん釣りの仕掛けを全て投入してから朝食をとっていたが、本事故当日、自宅から持参した朝食は手付かずで船内に残っていた。</p> <p>船長は、甲板上で体勢を崩すなどして本船から落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、船長が行方不明となっており、客観的情報も得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、次のことから、固型式救命胴衣を着用していたものと考えられる。</p> <p>(1) 自身及び同乗者が着用する固型式救命胴衣2着を本船に備えていたが、本船発見時、船内に置かれていた固型式救命胴衣は1着であった。</p> <p>(2) ふだん固型式救命胴衣を着用するとともに、同乗者に対して固型式救命胴衣の着用を徹底していた。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が釣り場に到着して錨泊した後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、船体の動揺などによって体勢を崩して落水することがないように、波（航走波を含む。）の状況を監視し、舷外に身を乗り出すなど不安定な姿勢をとらないこと。

付図1 事故発生場所概略図

